

平成 24 年 2 月 14 日

各 位

東京都立川市錦町一丁目8番7号 株式会社小僧寿し本部 代表取締役社長 矢代 秀己 (JASDAQコード9973) 問い合わせ先 執行役員管理本部長 座間 英俊 電話番号 042-540-0041

# イコールパートナーズ株式会社による当社普通株式に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、イコールパートナーズ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、下記のとおり、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 公開買付者の概要

(1)	商号	イコールパートナーズ株式会社		
(2)	本 店 所 在 地	東京都品川区北品川五丁目 11 番 19 号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 木村 育生		
(4)	事 業 内 容	有価証券の保有及び運用業務を主たる事業の内容としております。		
(5)	資本金の額	3百万円		
(6)	設 立 年 月 日	平成 17 年 7 月 19 日		
(7)	大株主及び持株比率	木村 育生 100%		
(8)	買付者と対象者の 関 係 等	資本関係 該当事項はありません。		
		人 的 関 係 該当事項はありません。		
		取引関係 該当事項はありません。		
		関連当事者へ の該当状況 該当事項はありません。		

### 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する本公開買付けについて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明すること(以下「本意見表明」といいます。)を決議いたしました。

## (2) 意見の根拠及び理由

# ① 本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、企業や集合住宅向けに通信統合サービス事業を営む株式会社インボイス(以下「インボイス」といいます。)の創業者である木村育生氏(以下「木村氏」といいます。)が発行済株式の全てを所有する、木村氏の個人資産の運用及び管理を主たる目的とする株式会社である

とのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、当社普通株式のうち、当社の筆頭株主である株式会社すかいら ーく(以下「すかいらーく」といいます。)の保有する当社普通株式6,808,700株(以下「すかいらーく 保有株式」といいます。当社の総株主等の議決権の数(当社が平成23年11月14日に提出した第44期第3 四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数13,188,884株から同四半期報告書に 記載された同日現在の当社の保有自己株式数237,000株を控除した株式数(12,951,884株)に係る議決権 の数である25,903個となります。)に対する当該株式に係る議決権の数(13,617個)の割合(以下「議決 権比率」といいます。): 52.57%(小数点以下第三位四捨五入。以下、議決権比率の計算について同じ。)。) を取得し、当社を子会社化する事を目的として、本公開買付けを実施することとしたとのことです。

公開買付者によれば、上記目的に鑑み、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をすかいら一く保有株式の数と同数である6,808,700株(買付け等を行った後における議決権比率:52.57%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,808,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を、買付予定数の下限である6,808,700株から当社株式の一単元(500株)未満を切り上げた株数である6,809,000株(買付け等を行った後における議決権比率:52.57%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,809,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けに際し、公開買付者及びすかいら一くは、本日付で本公開買付けに関する覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結し、公開買付者が本公開買付けを実施し、すかいら一くがすかいら一く保有株式(6,808,700株)の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。但し、公開買付者によれば、本覚書においては、本公開買付けに係る買付け等の期間(延長される場合を含み、以下「本件買付期間」といいます。)の末日までの間に、当社の普通株式に対して本公開買付け以外の公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合において、対抗公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格が本公開買付価格を上回る場合その他すかいら一くが本公開買付けに応募することがすかいら一くの取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合には、すかいら一くは、本公開買付けに応募せず、又はこれを撤回することができるものとされているとのことです。

(本覚書の概要については、後記「3.公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

### ② 本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和39年に個人事業として創業された「スーパー寿司・鮨桝」が業容拡大により昭和40年に株式会社鮨桝を設立し、同社が昭和43年にフランチャイズ事業を開始したことに伴い、昭和47年にフランチャイズ店舗(以下「FC店舗」といいます。)に対する寿しの製造、販売の指導を目的として設立されました。当社は、フランチャイズ事業(以下「寿しFC事業」といいます。)を中心として、小僧寿しチェーンのフランチャイザーとしてFC店舗を着実に増やし、昭和56年には2,000店のFC店舗を展開いたしました。また、当社は、昭和47年には直営店によって寿司店を展開する寿し直営事業(以下「寿し直営事業」といいます。)も開始し、以後寿しFC事業及び寿し直営事業を中心に営業を展開しております。そして、当社は、このように事業を拡大する過程で、平成6年には日本証券業協会へ店頭売買株式として株式を登録し、平成16年12月には同登録を取り消したうえで当時の株式会社ジャスダック証券取引所(現在の株式会社大阪証券取引所のJASDAQ市場。以下「株式会社大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」を「JASDAQ」といいます。)に株式上場いたしました。

その後、当社は、すかいら一くの強みであるソーシング活動及びバイイングパワーの活用並びに物流・配送網の活用によって、食材の品質向上及び原価低減を実現するとともに、店舗の開発・メンテナンス能力を向上させるため、すかいら一くと平成17年9月28日に資本業務提携契約書(以下「本提携契

約」といいます。)を締結し、平成18年5月にはすかいら一くからの株式公開買付けによりすかいら一くの子会社となりました。当社は、すかいら一くグループの一員として「小僧寿しブランドの進化と創造」を掲げ、寿し直営事業においては、若い世代層への販促活動と新規顧客の獲得に努めるとともに、寿しFC事業において、FC加盟者のリニューアルモデル店舗への転換を推進するなどして、集客の向上に努めるとともに、子会社の再編、不採算店の閉店、食材加工場の統廃合による集中化などにより収益性と生産性の改善に努めてまいりました。もっとも、当社とすかいら一くは、提供している食材の違いや外食と物販という事業モデルの違いから、当初期待していた共同購買や小僧寿しチェーンの宅配ビジネスへの参入などについて十分にお互いの強みを活かすことができず、当社は、すかいら一くグループに属することによるメリットをあまり享受できる状況にはありませんでした。

さらに、当社がおかれる飲食業界は、リーマン・ショックを起因とする急激な消費の落ち込みから景気先行きが不透明な状況が続き、将来の不安を抱える消費者の生活防衛意識からの低価格志向と原油高等に伴う海産物を始めとする原材料の高値止まりが相まって、非常に厳しい状況が継続しております。特に、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した以降は、災害による被害や日本経済の先行きに対する不安が一層強まっており、飲食業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

一方、公開買付者によれば、公開買付者の代表取締役である木村氏は、大資本を背景とした大企業が大きなシェアを占める通信業界において、大企業では手のゆき届かない柔軟かつきめ細かなシステムあるいはサービスを迅速・的確に提供できることを強みに、インボイスを独立系の情報通信のソリューションパートナーとして成長させてきた実績を有しているとのことです。また、木村氏は、インボイスを通じて、クライアントであるフランチャイズ企業に対して個店管理のためのシステムを提供し、フランチャイズ企業によるフランチャイズ加盟店管理の大幅な合理化に貢献してきた実績を有しているとのことです。

さらに、公開買付者によれば、木村氏は、インボイスの代表取締役として、通信料金統合サービス事業の類似・周辺事業分野において数々のM&Aに積極的に取り組み、事業分野及び規模の拡大を背景に、平成14年に日本証券業協会に株式の店頭登録(現在のJASDAQ)を、平成15年に株式会社東京証券取引所市場第二部への上場をそれぞれ果たし、平成16年には東京証券取引所市場第一部へ指定される等、インボイスの事業を順調に拡大し、その経営基盤を強化してきたとのことです。

なお、公開買付者によれば、インボイスは、平成22年12月から平成23年4月にかけて実施された同社 経営陣によるMBO (マネジメントバイアウト) 手続により平成23年4月30日をもって東京証券取引所 の上場を廃止しているとのことです。また木村氏は当該MBO手続に際して、その保有するインボイス 株式の全てを売却し、現在はインボイスにおける役職を全て辞しているとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、木村氏がかかる経験によって培った経営ノウハウを活用することにより、すかいら一くグループ下では成し得なかったさらなる経費節減策や各店舗エリアにおける詳細な顧客の嗜好・動向の分析などを通じてFC店舗のサポートを強化し、より一層当社の企業価値を向上させることができるうえ、当社の課題である「小僧寿しブランドの進化と創造」についても、木村氏がインボイス在職中に行った様々な知名度向上・ブランド構築のための手法を駆使することで、飲食業・物販業の枠に捕われることなく、ブランドコンセプトと価格帯の最適化によるブランドのブラッシュアップのための施策を早期に実施していくことができるものと考えているとのことです。

さらに、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後、リーテイルブランディング株式会社(以下「RB社」といいます。)と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることを協議・検討しているとのことです。なお、公開買付者によれば、公開買付者とRB社との間に資本関係はなく、RB社による当社株式の保有もないとのことです。

公開買付者によれば、RB社は、伊藤忠商事株式会社の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としているとのことです。公開買付者によれば、公開買付者は、先に述べました、当社の企業価値を向上させる施策として、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、RB社のノウハウを活用でき、当社の企業価値向上に取り組む上で、最適な助言を得られるものと考えているとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、以上のような考えから、平成23年6月頃、当社の筆頭株主であるすかいら一くに対して、すかいら一く保有株式を公開買付者が譲り受けることに関して提案を行い、

すかいら一くと協議を開始したとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、当社の企業価値を向上させられるかという観点から慎重に検討を行い、すかいら一くとの間で協議、交渉を続けた結果、公開買付者が当社株式を取得し、公開買付者の代表取締役である木村氏がインボイスの創業、経営で培ったノウハウを提供することが、当社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては当社の企業価値最大化に資するとの結論に至り、本日、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

### ③ 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、平成24年1月下旬に、公開買付者及びすかいら一くから、すかいら一くが公開買付者に対してすかいら一く保有株式を譲渡するため、公開買付者が当社普通株式に対する公開買付けを実施し、すかいら一くがこれに応募する予定である旨の連絡を受けました。当社は、かかる本公開買付けに関する連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続を経た上で検討を行いました。

まず、当社は、本公開買付けに関する連絡を受けて、当社のリーガルアドバイザーとして漆間・吉澤総合法律事務所(松田良成弁護士)を選定し、その法的助言を受けながら、当社の企業価値の向上の観点から、当社としての最善の選択について慎重に検討を行うことと致しました。

また、当社は、最終的に本公開買付けに対する意見表明を行った本日開催の取締役会に先立ち、当社の利害関係を有しない取締役が慎重な審議を行うことができるように、利害関係を有しない当社の取締役及び監査役自ら、公開買付者の代表取締役である木村氏に対して本公開買付けに関する聴取の機会を得るように申入れ、公開買付者及び木村氏の過去の実績、本公開買付けが成功した場合の公開買付者の経営方針等を確認し、かかる経営方針が当社の事業戦略に合致するか、公開買付者の当社を支えるFC店舗その他の取引先に対する取扱いが当社の企業価値を損なわないか等について確認を行いました。

そして、以上を踏まえ、当社として、下記「④ 当社の意見の理由」記載の理由を含む諸般の事情を総合的に勘案した結果、本日開催の取締役会において、上記「(1)意見の内容」記載の意見を表明することを決議いたしました。

#### ④ 当社の意見の理由

当社は、木村氏から、木村氏が過去にフランチャイズ企業の店舗別の請求データを分析することにより、無駄なオペレーションを認識させる「見える化」を実現することによって大幅な経費削減を実現することができたことなどについて具体的に説明を聞き、数多く店舗を擁する当社がかかる経費削減策を行えばキャッシュ・フローの大幅な改善を行うことができる可能性があることなど、他業種で成功を収めた経営者ならではの示唆を受けるとともに、新たなブランド戦略、人事の大幅な変更を含む事業リストラ、資本参加・企業買収などの積極的な活用などを今後検討していきたい旨の意向を伝えられました。さらに、当社は、公開買付者が、本公開買付け成立後、RB社と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることを協議・検討している旨も併せて伝えられました。

当社は、かかる公開買付者からの説明を受けて、木村氏の経営方針が小僧寿しチェーンのブランド再構築やさらなる経費削減といった当社の事業上の課題に対しての一つの合理的な打開策と考えられること、木村氏及びRB社の実績からはこれを実現する手腕が認められること、当社を支えるFC店舗その他の取引先をことさら不当に取扱う意向はないこと等を慎重に検討し、公開買付者が本公開買付けによって当社の筆頭株主となることで当社の経営のさらなる合理化が期待でき、ひいては当社の企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

もっとも、下記「(3)公正性を担保するための措置」の「④ 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、本公開買付価格(普通株式1株当たり140円)は、公開買付者が算定した平成24年1月20日を基準日とする市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジ内には留まり、かつ、当社が依頼した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)による当社普通株式に係る株式価値算定書(以下「株式価値算定書」といいます。)におけるディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)の価格のレンジには含まれるものの、プルータスの株式価値算定書における市場株価法に基づく

算定結果に示された価格のレンジを下回る価格となります。

そこで、当社は、上記の株式価値算定書における算定結果に加え、本公開買付価格がすかいら一くと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けはすかいら一く保有株式の取得を企図したものであること、本公開買付けは当社の株主の皆様に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものではあっても、買付予定数の上限が定められており、公開買付者によれば、公開買付者は、当社株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであることから、本公開買付けによってJASDAQの上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に抵触することは想定されないこと等をも総合的に勘案した上で、本日開催の取締役会において、上記「(1)意見の内容」に記載される通り、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明することを決議いたしました。

### ⑤ 本公開買付け後の経営方針

当社及び公開買付者は、すかいら一くが本公開買付けに応募し、かつ、応募を撤回していない状況で本件買付期間が終了した場合、当社が、平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において木村氏を含む公開買付者が指名する3名を取締役候補者とする取締役選任議案並びに公開買付者が指名する1名及び当社が独自に指名する2名の合計3名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することについて合意しております。なお、公開買付者によれば、当該定時株主総会において上記議案が承認された場合、木村氏は、その後開催される当社の取締役会での決議を経て、当社の常勤取締役として経営に参画する予定であるとのことです。

また、当社は、本日に開催された当社の取締役会において、本公開買付けが成立し、法の定めに従い 決済が完了することを停止条件として、すかいらーくとの間の本提携契約を解約する旨決議し、同日付 で本提携契約に関する解約合意書(以下「本提携解消合意」といいます。)を締結するとともに、「資 本業務提携契約解消についてのお知らせ」を公表いたしました。但し、本提携解消合意においては、本 提携契約の解約後も当社の円滑な業務運営に必要な期間にわたって、当社とすかいらーくとの間で既に 有効に存続している契約を存続させることとされております。

#### (3) 公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

### ① 取締役及び監査役全員の承認

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役3名のうち本公開買付けに関して利害関係を有しない2名が慎重に審議を行い、その全員一致の賛成により本意見表明を決議いたしました。なお、当社の取締役である田中基氏は、すかいら一くの管理本部関連事業部長兼広報部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、当社の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておりません。

また、当社の本日開催の取締役会には、当社の監査役全3名(うち2名は社外監査役)のうち、2名(うち1名は社外監査役)が出席し、前記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役である鈴木誠氏は、すかいら一くの監査役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、当社の取締役会において、本公開買付けに関して何ら意見を述べておりません。

#### ② 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

本意見表明は、第三者である公開買付者が当社の支配株主であるすかいら一くからの当社株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明であり、本公開買付け後に予定されている当社とすかいら一くとの間の本提携契約の解約とともに当社の支配株主との取引に該当するため、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条の2に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、当社は、本日開催の取締役会に先立ち、同日、支配株主と利害関係のない社外監査役豊岡拓也氏から、本

公開買付けについて、①当社のさらなる収益性の向上のためには、木村氏が身につけたフランチャイズ 企業の経営管理ノウハウを活用し、当社の直営店舗及びFC店舗の経費管理・異常値把握の徹底、各店 舗エリアにおける消費動向などの情報分析結果の提供等による当社の直営店舗及びFC店舗に対する サポートの強化等を行うことが有用と判断されること、並びに上場企業を創業した実績のある木村氏が 主体となり、これまでのすかいらーくグループによる経営により築いてきた土台を生かしながら、経営 の若返りを実現して速やかな事業展開を進めることにより、企業の新たな活力を創造し、ブランドを再 構築し、積極的な成長を実現することが期待できることから、本公開買付けが当社の企業価値の向上に 資するものと判断する、②当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、当社取締 役会独自のリーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、当社が対抗的買収提案者と接触することを 禁止するような取引保護条項を含む合意等の取引保護条項等の不存在、独立役員からの意見の聞き取り といった公正性を担保するための当社の措置により、公開買付者側からの不当な影響によって発生し得 る手続きの恣意性の問題が排除されており、手続きは公正なものである、③本公開買付けは、少数株主 の株式を取得し当社株式を上場廃止とすることを企図したものではなく、すかいら一く保有株式の取得 のみを企図したものであるため、本意見表明に係る当社の決定は少数株主にとって不利益なものでな い、④本提携契約の解約が当社の業績に与える影響が限定的であり、本提携契約を解約するにつき暫定 期間を置くなどその影響を緩和する措置が執られていることから、本提携契約の解約に係る当社の決定 は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書の提出を受けております。なお、豊岡拓也氏は、か かる意見書において、①プルータスの株式価値算定書の算定結果に照らせば、本公開買付価格が、DC F法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示さ れた価格のレンジを下回る価格であることから、少数株主にとって妥当な価格であると断言することは できないこと、及び、②本公開買付けに際しては、本件買付期間中の当社株式の株価の推移、本公開買 付けに対する最終的な応募数の見通し、本公開買付け終了後の当社株式の株価に関わる見通し、各株主 の個別の事情などの要因を考慮して、個々の株主が本公開買付けに対して応募するか否かを臨機応変に 判断することが望ましく、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが合理 的である旨併せて意見を述べております。

#### ③ 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会での検討及び意思決定に関しては、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、当社のリーガルアドバイザーである漆間・吉澤総合法律事務所の松田良成弁護士から必要な法的助言を受けています。

#### ④ 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり市場株価平均法により当社の株式にかかる価値分析を行ったとのことです。

公開買付者によれば、市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、JASDAQにおける当社株式の過去6ヶ月間終値単純平均(136円)、過去3ヶ月間終値単純平均(144円)、過去1ヶ月間終値単純平均(154円)を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しているとのことです。但し、公開買付者によれば、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。

公開買付者によれば、公開買付者は、上記分析結果を参考に当社の筆頭株主であるすかいら一くとのすかいら一く保有株式の売却に関する価格交渉の内容、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に当社の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を140円とすること及び本件買付期間を平成24年2月15日から3月13日までとすることを平成24年1月25日に決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月13日のJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引終値167円に対して16.17%のディスカウント(小数点以下第三位四捨五入。以下、パーセントの計算につき同じ。)、過去1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月13日)の普通取引終値の単純平均170円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の単純平均

値の計算につき同じ。)に対して17.65%のディスカウント、過去3ヶ月間(平成23年11月14日から平成24年2月13日)の普通取引終値の単純平均153円に対して8.50%のディスカウント、過去6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月13日)の普通取引終値の単純平均142円に対して1.41%のディスカウントとなります。

他方、当社は、本公開買付けに対する本意見表明を行うに当たり、その判断の妥当性を担保するべく、公開買付者及び当社から独立した第三者であるプルータスに対して当社の株式価値の算定を依頼しました。プルータスは、当社普通株式について、DCF法及び市場株価法による算定を行い、当社は、プルータスから平成24年2月13日付で、株式価値算定書を受領しております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

株式価値算定書において、上記各方式において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲は それぞれ以下のとおりです。

DCF法...131 円~184 円

市場株価法...142 円~170 円

DCF法では、評価基準日を平成24年2月13日として、震災等の影響及び当社を取り巻く経営環境を踏まえた業績見通しに基づく中期事業計画(平成23年9月に決定した、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期計画)を基に、平成24年12月期における直近の業績を反映して作成された事業計画から算出されるフリー・キャッシュフローの将来予測を、当社の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲が131円~184円と算定されております。

市場株価法では、平成24年2月13日を基準日として、JASDAQにおける当社の普通株式の基準日における普通取引終値(167円)、評価基準日までの1ヶ月間の普通取引終値の単純平均(170円)、評価基準日までの3ヶ月間の普通取引終値の単純平均(153円)及び評価基準日までの6ヶ月間の普通取引終値の単純平均(142円)をもとに、普通株式1株当たりの価値の範囲が142円~170円と算定されております。

# (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式はJASDAQに上場していますが、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針であるとのことです。したがって、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限(6,809,000株、買付け等を行った後における議決権割合: 52.57%)を設定しているとのことです。

#### (5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者によれば、本公開買付けは、中長期的に安定株主として当社株式を保有しながら当社の企業価値の向上に取り組むことを目的とするものであり、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、公開買付者には、本公開買付けの後、直ちに当社の株券等を追加で取得する予定はないとのことです。

# 3. 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は当社の筆頭株主であるすかいら一く(所有株式数:6,808,700株、議決権割合:52.57%)との間で、本日付で本覚書を締結しており、すかいら一くは、(i)本公開買付けが開始されること、(ii)公開買付者が自己の責任において、本公開買付けの手続を含む、本公開買付けによりすかいら一く保有株式を取得するために必要な全ての手続を履践していること、(iii)公開買付者が本覚書に定める義務(本公開買付けを実施する義務、表明及び保証違反並びに本覚書に定める義務違反時におけるすかいら一くへの通知義務、表明及び保証違反並びに本覚書に定める義務違反時における補償義務、秘密保持義務、本覚書に基づく地位譲渡の禁止義務、並びに誠実協議義務)に違反していないこと、(iv)本覚書において公開買付者がすかいら一くに対して表明及び保証する事項(公開買付者の、適法かつ有効な存続及び必要な権限の存在、本覚書に必要な権限の存在及び本覚書を適法に履行できること、本覚書に基づく公開買付者への法的拘束力ある義務の構成及び本覚書の公開買付者への強制執行可能性、本覚書の締結及び履行に関する許認可等の取得、本覚書の締結及び履行に係る法令等の抵触の不存在、並びに公開買付者が本公開買付けの買付代金の全額を支払うに足りる資力を有するこ

と)が、重要な点において真実かつ正確であること、(v)公開買付者が支払不能又は支払停止の状態になく、かつ、公開買付者に破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準じる倒産手続(裁判所内外を問わない。)の開始の申立てがなされていないこと、(vi)公開買付者に手形交換所の取引停止処分がなされていないこと、(vi)公開買付者の財産に仮差押え、保全差押え、差押え若しくは仮処分の申立又は滞納処分その他これらに類する処分の命令、通知が届いておらず、かつ、競売手続の開始がなされていないこと、を前提条件として、すかいら一く保有株式について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、公開買付者によれば、上記の前提条件が満たされない場合であっても、すかいら一くがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられないものとされているとのことです。

但し、公開買付者によれば、本覚書においては、本件買付期間の末日までの間に、当社の普通株式に対して対抗公開買付けが開始された場合において、対抗公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格が本公開買付価格を上回る場合その他すかいら一くが本公開買付けに応募することがすかいら一くの取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合には、すかいら一くは、本公開買付けに応募せず、又はこれを撤回することができるものとされているとのことです。

また、公開買付者によれば、本覚書において、すかいら一くは、本公開買付けが本件買付期間が延長されることなく満了し、すかいら一く保有株式の全部又は一部について本公開買付けによる公開買付者への売付けが成立した場合、当社が平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において、すかいら一く保有株式であって本公開買付けによる公開買付者への売付けが成立し決済されたものに係る当該株主総会における議決権の行使に限り、公開買付者に対し、当該株主総会に付議された議案に対する賛否の決定権を委ねる形で委任することを約しているとのことです。

なお、公開買付者によれば、公開買付者及びすかいら一くは、本件買付期間の延長が行われた場合には、本公開買付けによる公開買付者への売付けが成立し決済された後、当社の臨時株主総会の開催その他の必要事項について別途協議するものとしているとのことです。

- 4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 該当事項はありません。
- 5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針 該当事項はありません。
- 6. 公開買付者に対する質問 該当事項はありません。
- 7. 公開買付期間の延長請求 該当事項はありません。
- 8. 今後の見通し

上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの目的及び背景」及び「⑤本公開買付け後の経営方針」、「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」並びに「(5)いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照下さい。

なお、本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事 象が生じた場合には速やかに開示いたします。

### 9. 支配株主との取引等に関する事項

本公開買付けについての本意見表明は、支配株主との取引に該当します。当社が、平成24年2月13日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「親会社との取引については、他の一般の取引状況と同様の適切な条件による取引を基本とし、社内の該当部門が内容を精査するとともに、必要に応じ専門的な知見を要する場合には顧問弁護士、公認会計士等の社外の専門家から意見を聴取し、親会社との取引が当社ひいては少数株主を害することのないよう、公平かつ適

正に対処してまいります。」としております。

当社は、本意見表明を決定するに当たって、少数株主の利益を害することのないよう、「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (3)公正性を担保するための措置」に記載されるとおり、①支配株主との利益相反のおそれを回避するため、すかいら一くの従業員を兼務している取締役田中基氏及び監査役鈴木誠氏を当社の取締役会における本公開買付けに関する議案の審議及び決議に一切参加させず、②当社のリーガル・アドバイザーである漆間・吉澤総合法律事務所からの助言を受け、③本日付で社外監査役である豊岡拓也氏から本意見表明に係る当社の決定が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書の提出を受けたほか、④本公開買付価格の妥当性についても、当社から独立した第三者であるプルータスに対して当社の株式価値の算定を依頼する等の措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項)

以上

### (添付資料)

イコールパートナーズ株式会社による平成24年2月14日付「株式会社小僧寿し本部株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各位

本 社 所 在 地 東京都品川区北品川五丁目11番19号会 社 名 イコールパートナーズ株式会社 代表者の役職名 代表取締役 木村育生

# 株式会社小僧寿し本部株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、株式会社小僧寿し本部(本社:東京都立川市、代表取締役社長:矢代秀己(コード番号 9973: JASDAQ スタンダード、以下「対象者」といいます。)株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、企業や集合住宅向けに通信統合サービス事業を営む株式会社インボイス(以下「インボイス」といいます。)の創業者である木村育生(以下「木村育生」といいます。)が発行済株式の全てを所有する、木村育生の個人資産の運用及び管理を主たる目的とする株式会社です。

当社は、対象者普通株式のうち、対象者の筆頭株主である株式会社すかいらーく(以下「すかいらーく」といいます。)の保有する対象者普通株式 6,808,700 株(以下「すかいらーく保有株式」といいます。対象者の総株主等の議決権の数(対象者が平成 23 年 11 月 14 日に提出した第 4 4 期第 3 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 13,188,884 株から同四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の保有自己株式数 237,000株)を控除した株式数(12,951,884 株)に係る議決権の数である 25,903 個となります。)に対する当該株式に係る議決権の数(13,617 個)の割合(以下「議決権比率」といいます。): 52.57%(小数点以下第三位四捨五入。以下、議決権比率の計算について同じ。)。)を取得し、子会社化する事を目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

上記目的に鑑み、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をすかいら一く保有株式の数と同数である 6,808,700 株(買付け等を行った後における議決権比率: 52.57%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6,808,700 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を、買付予定数の下限である 6,808,700 株から対象者株式の一単元 (500 株)未満を切り上げた株数である 6,809,000 株(買付け等を行った後における議決権比率: 52.57%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (6,809,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、本公開買付けに際し、当社及びすかいら一くは、平成24年2月14日付で本公開買付けに関する覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結し、当社が本公開買付けを実施し、すかいら一くがすかいら一く保有株式(6,808,700株)の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしております。但し、本覚書においては、本公開買付けに係る買付け等の期間(延長され

る場合を含み、以下「本件買付期間」といいます。)の末日までの間に、対象者の普通株式に対して本公開買付け以外の公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合において、対抗公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格が本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を上回る場合その他すかいら一くが本公開買付けに応募することがすかいら一くの取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合には、すかいら一くは、本公開買付けに応募せず、又はこれを撤回することができるものとされております。(本覚書の概要については、後記「(6)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

また、上述のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をすかいら一く保有株式の数と同数である 6,808,700 株 (買付け等を行った後における議決権比率:52.57%) としていることから、すかいら一くが本公開買付けに応募しない場合には、その他の株主の皆様の応募状況によらず、応募株券等の全部の買付け等が行われません。

なお、当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、株式会社大阪証券取引所 JASDA Q市場(スタンダード)(以下「大阪証券取引所 JASDAQ市場」といいます。)における対象者株式の過去6ヶ月間終値単純平均(136円)(小数点以下を四捨五入。終値平均の算出において以下同じ。)、過去3ヶ月間終値単純平均(144円)、過去1ヶ月間終値単純平均(154円)を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。

当社は、上記分析結果を参考に対象者の筆頭株主であるすかいら一くとのすかいら一く保有株式の売却に関する価格交渉の内容、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に対象者の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を140円とすること及び本件買付期間を平成24年2月15日から3月13日までとすることを平成24年1月25日に決定いたしました。

当社及びすかいらーくは、平成24年1月下旬に対象者に対して、すかいらーくが当社に対してすかいらーく保有株式を譲渡するため、当社が対象者普通株式に対する公開買付けを実施し、すかいらーくがこれに応募する予定である旨の連絡を行いましたが、これに対して、対象者公表の平成24年2月14日付「イコールパートナーズ株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、かかる本公開買付けに関する連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続を経た上で検討を行ったとのことです。

まず、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する連絡を受けて、対象者のリーガルアドバイザーとして漆間・吉澤総合法律事務所(松田良成弁護士)を選定し、その法的助言を受けながら、対象者の企業価値の向上の観点から、対象者としての最善の選択について慎重に検討を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、最終的に本公開買付けに対する意見表明を 行った平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、対象者の利害関係を有しない取締役が慎重な 審議を行うことができるように、利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役自ら、当社の 代表取締役である木村育生に対して本公開買付けに関する聴取の機会を得るように申入れ、当 社及び当社の代表取締役である木村育生の過去の実績、本公開買付けが成功した場合の当社の 経営方針等を確認し、かかる経営方針が対象者の事業戦略に合致するか、当社の対象者を支え るFC店舗その他の取引先に対する取扱いが対象者の企業価値を損なわないか等について確認を行ったとのことです。

これに対して、木村育生は、木村育生が過去にフランチャイズ企業の店舗別の請求データを分析することにより、無駄なオペレーションを認識させる「見える化」を実現することによって大幅な経費削減を実現することができたことなどについて具体的に説明を行い、数多く店舗を擁する対象者がかかる経費削減策を行えばキャッシュ・フローの大幅な改善を行うことができる可能性があることなど、他業種で成功を収めた経営者ならではの示唆を行うとともに、新たなブランド戦略、人事の大幅な変更を含む事業リストラ、資本参加・企業買収などの積極的な活用などを今後検討していきたい旨の意向を伝えました。

さらに、当社は、本公開買付け成立後、リーテイルブランディング株式会社(以下、「RB社」といいます。)と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることを協議・検討している旨も併せて伝えました。

RB社は、伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)の社内ベンチャーとして 誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としてお ります。当社は、先に述べました、対象者の企業価値を向上させる施策として、フランチャイ ズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにお いて実績を持つ、RB社のノウハウを活用できると考えております。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる木村育生からの説明を受けて、木村育生の経営方針が小僧寿しチェーンのブランド再構築やさらなる経費削減といった対象者の事業上の課題に対しての一つの合理的な打開策と考えられること、木村育生及びRB社の実績からはこれを実現する手腕が認められること、対象者を支えるFC店舗その他の取引先をことさら不当に取扱う意向はないこと等を慎重に検討し、当社が本公開買付けによって対象者の筆頭株主となることで対象者の経営のさらなる合理化が期待でき、ひいては対象者の企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者である株式会 社プルータス・コンサルティング(東京都港区。以下「プルータス」といいます。)に株価算定 を依頼し、その株式価値算定書(以下「株式価値算定書」といいます。)における算定結果によ れば、後述のとおり、本公開買付価格は、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下「D CF法」といいます。) に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価 法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、本公開買付価格がすかいら 一くと当社との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けはすかいら一く保有 株式の取得を企図したものであること、本公開買付けは対象者の株主に本公開買付価格での株 式売却の機会を提供するものではあっても、買付予定数の上限が定められており、当社は、対 象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであることから、本公開買 付けによって大阪証券取引所JASDAQ市場の上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といい ます。) に抵触することは想定されないこと等をも総合的に勘案した上で、平成24年2月14日開 催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価 格の妥当性については意見を留保することとし、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否か については株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明すること(以下「本意見表明」といい ます。)を、対象者取締役3名のうち、審議及び決議に参加した対象者取締役2名全員一致の賛 成により決議したとのことです。なお、対象者の取締役である田中基氏は、すかいら一くの管 理本部関連事業部長兼広報部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、 対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのこ とです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の平成24年2月14日開催の取締役会には、対象者の監査役全3名(うち2名は社外監査役)のうち、2名(うち1名は社外監査役)が出席し、前記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役である鈴木誠氏は、すかいら一くの監査役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会において、本公開買付けに関して何ら意見を述べていないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本意見表明は、第三者である当社が対象者の支配株主 であるすかいらーくからの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明で あり、本公開買付け後に予定されている対象者とすかいら一くとの間の平成17年9月28日付資 本業務提携契約書(以下「本提携契約」といいます。)の解約とともに対象者の支配株主との取 引に該当するため、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の企業行 動規範に関する規則第12条の2に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なも のでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められる ところ、対象者は、平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、同月14日、支配株主と利害関係 のない社外監査役豊岡拓也氏から、本公開買付けについて、①対象者のさらなる収益性の向上 のためには、木村育生が身につけたフランチャイズ企業の経営管理ノウハウを活用し、対象者 の直営店舗及びFC店舗の経費管理・異常値把握の徹底、各店舗エリアにおける消費動向など の情報分析結果の提供によるサポートの強化等を行うことが有用と判断されること、並びに上 場企業を創業した実績のある木村育生が主体となり、これまでのすかいらーくグループによる 経営により築いてきた土台を生かしながら、経営の若返りを実現して速やかな事業展開を進め ることにより、企業の新たな活力を創造し、ブランドを再構築し、積極的な成長を実現するこ とが期待できることから、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものと判断する、 ②対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者取締役会独自の リーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、対象者が対抗的買収提案者と接触することを 禁止するような取引保護条項を含む合意等の取引保護条項等の不存在、独立役員からの意見の 聞き取りといった公正性を担保するための対象者の措置により、当社側からの不当な影響によ って発生し得る手続きの恣意性の問題が排除されており、手続きは公正なものである、③本公 開買付けは、少数株主の株式を取得し対象者株式を上場廃止とすることを企図したものではな く、すかいら一く保有株式の取得のみを企図したものであるため本意見表明に係る対象者の決 定が少数株主にとって不利益なものでない、④本提携契約の解約が対象者の業績に与える影響 が限定的であり、本提携契約を解約するにつき暫定期間を置くなどその影響を緩和する措置が 執られていることから、本提携契約の解約に係る対象者の決定は少数株主にとって不利益なも のでない旨の意見書の提出を受けているとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、 豊岡拓也氏は、かかる意見書において、本公開買付価格については、①プルータスの株式価値 算定書の算定結果に照らせば、本公開買付価格が、DCF法に基づく算定結果に示された価格 のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回る価 格であることから、少数株主にとって妥当な価格であると断言することはできないこと、及び、 ②本公開買付けに際しては、本件買付期間中の対象者株式の株価の推移、本公開買付けに対す る最終的な応募数の見通し、本公開買付け終了後の対象者株式の株価に関わる見通し、各株主 の個別の事情などの要因を考慮して、個々の株主が本公開買付けに対して応募するか否かを臨 機応変に判断することが望ましく、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に 委ねることが合理的である旨併せて意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のとおり、本公開買付けに対する本意 見表明を行うに当たり、その判断の妥当性を担保するべく、当社及び対象者から独立した第三 者であるプルータスに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。プルータスは、 対象者普通株式について、DCF法及び市場株価法による算定を行い、対象者は、プルータス から平成24年2月13日付で、株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

株式価値算定書において、上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値 の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

DCF法…131 円~184 円

市場株価法…142 円~170 円

DCF法では、評価基準日を平成24年2月13日として、震災等の影響及び対象者を取り巻く経営環境を踏まえた業績見通しに基づく中期事業計画(平成23年9月に決定した、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期計画)を基に、平成24年12月期における直近の業績を反映して作成された事業計画から算出される、フリー・キャッシュ・フローの将来予測を、対象者の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲が131円~184円と算定されているとのことです。

市場株価法では、平成24年2月13日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日における普通取引終値(167円)、評価基準日までの1ヶ月間の普通取引終値の単純平均(170円)、評価基準日までの3ヶ月間の普通取引終値の単純平均(153円)、及び評価基準日までの6ヶ月間の普通取引終値の単純平均(142円)をもとに、普通株式1株当たりの価値の範囲が142円~170円と算定されているとのことです。

なお、当社及び対象者は、すかいら一くが本公開買付けに応募し、かつ、応募を撤回していない状況で本公開買付期間が終了した場合、対象者が、平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において木村育生を含む当社が指名する3名を取締役候補者とする取締役選任議案並びに当社が指名する1名及び対象者が独自に指名する2名の合計3名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することについて合意しております。なお、当該定時株主総会において上記議案が承認された場合、木村育生は、その後に開催される対象者の取締役会での決議を経て、対象者の常勤取締役として経営に参画する予定です。

#### (2) 本公開買付けの目的及び背景

対象者は、昭和39年に個人事業として創業された「スーパー寿司・鮨桝」が業容拡大により昭和40年に株式会社鮨桝を設立し、同社が昭和43年にフランチャイズ事業を開始したことに伴い、昭和47年にフランチャイズ店舗(以下「FC店舗」といいます。)に対する寿しの製造、販売の指導を目的として設立されました。対象者は、フランチャイズ事業(以下「寿しFC事業」といいます。)を中心として、小僧寿しチェーンのフランチャイザーとしてFC店舗を着実に増やし、昭和56年には2,000店のFC店舗を展開いたしました。また、対象者は、昭和47年には直営店によって寿司店を展開する寿し直営事業(以下「寿し直営事業」といいます。)も開始し、以後寿しFC事業及び寿し直営事業を中心に営業を展開しております。そして、対象者は、このように事業を拡大する過程で、平成6年には日本証券業協会へ店頭売買株式として株式を登録し、平成16年12月には同登録を取り消したうえで当時の株式会社ジャスダック証券取引所(現在の大阪証券取引所JASDAQ市場)に株式上場しております。

その後、対象者は、すかいら一くの強みであるソーシング活動及びバイイングパワーの活用並びに物流・配送網の活用によって、食材の品質向上及び原価低減を実現するとともに、店舗の開発・メンテナンス能力を向上させることを目的として、すかいら一くとの間で平成17年9月28日に資本業務提携契約書(以下「本提携契約」といいます。)を締結し、平成18年5月にはすかいら一くからの株式公開買付けによりすかいら一くの子会社となりました。対象者は、すかいら一くグループの一員として「小僧寿しブランドの進化と創造」を掲げ、寿し直営事業においては、若い世代層への販促活動と新規顧客の獲得に努めるとともに、寿しFC事業において、FC加盟者のリニューアルモデル店舗への転換を推進するなどして、集客の向上に努める

とともに、子会社の再編、不採算店の閉店、食材加工場の統廃合による集中化などにより収益性と生産性の改善に努めました。もっとも、対象者とすかいら一くは、提供している食材の違いや外食と物販という事業モデルの違いから、当初期待していた共同購買や小僧寿しチェーンの宅配ビジネスへの参入などについて十分にお互いの強みを活かすことができず、対象者は、すかいら一くグループに属することによるメリットをあまり享受できる状況にはありませんでした。

さらに、対象者がおかれる飲食業界は、リーマン・ショックを起因とする急激な消費の落ち込みから景気先行きが不透明な状況が続き、将来の不安を抱える消費者の生活防衛意識からの低価格志向と原油高等に伴う海産物を始めとする原材料の高値止まりが相まって、非常に厳しい状況が継続しております。特に、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した以降は、災害による被害や日本経済の先行きに対する不安が一層強まっており、飲食業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

一方、当社の代表取締役である木村育生は、大資本を背景とした大企業が大きなシェアを占める通信業界において、大企業では手のゆき届かない柔軟かつきめ細かなシステムあるいはサービスを迅速・的確に提供できることを強みに、インボイスを独立系の情報通信のソリューションパートナーとして成長させてきた実績を有しております。また、木村育生は、インボイスを通じて、クライアントであるフランチャイズ企業に対して個店管理のためのシステムを提供し、フランチャイズ企業によるフランチャイズ加盟店管理の大幅な合理化に貢献してきた実績を有しております。

さらに、木村育生は、インボイスの代表取締役として、通信料金統合サービス事業の類似・周辺事業分野において数々のM&Aに積極的に取り組み、事業分野及び規模の拡大を背景に、平成14年に日本証券業協会に株式の店頭登録(現在の大阪証券取引所JASDAQ市場)を、平成15年に株式会社東京証券取引所市場第二部への上場をそれぞれ果たし、平成16年には東京証券取引所市場第一部へ指定される等、インボイスの事業を順調に拡大し、その経営基盤を強化してきました。

なお、インボイスは、平成22年12月から平成23年4月にかけて実施された同社経営陣によるMBO(マネジメントバイアウト)手続により平成23年4月30日をもって東京証券取引所の上場を廃止しております。また木村育生は当該MBO手続に際して、その保有するインボイス株式の全てを売却し、現在はインボイスにおける役職を全て辞しております。

当社は、木村育生がかかる経験によって培った経営ノウハウを活用することにより、すかいらーくグループ下では成し得なかったさらなる経費節減策や各店舗エリアにおける詳細な顧客の嗜好・動向の分析などを通じてFC店舗のサポートを強化し、より一層対象者の企業価値を向上させることができるうえ、対象者の課題である「小僧寿しブランドの進化と創造」についても、木村育生がインボイス在職中に行った様々な知名度向上・ブランド構築のための手法を駆使することで、飲食業・物販業の枠に捕われることなく、ブランドコンセプトと価格帯の最適化によるブランドのブラッシュアップのための施策を早期に実施していくことができるものと考えております。

当社は、本公開買付け成立後、RB社と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることを協議・検討しております。なお、当社とRB社の間に資本関係はなく、RB社による対象者株式の保有もありません。

RB社は、伊藤忠商事の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としております。先に述べました、対象者の企業価値を向上させる施策として、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、RB社のノウハウを活用でき、対象者の企業価値向上に取り組む上で、最適な助言を得られるものと考えております。

当社は、以上のような考えから、平成23年6月頃、対象者の筆頭株主であるすかいら一くに対して、すかいら一く保有株式を当社が譲り受けることに関して提案を行い、すかいら一くと協議を開始いたしました。当社は、対象者の企業価値を向上させられるかという観点から慎重に検討を行い、すかいら一くとの間で協議、交渉を続けた結果、当社が対象者株式を取得し、当社の代表取締役である木村育生がインボイスの創業、経営で培ったノウハウを提供することが、対象者の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては対象者の企業価値最大化に資するとの結論に至り、平成24年2月14日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、大阪証券取引所 JASDAQ市場における対象者株式の過去6ヶ月間終値単純平均(136円)、過去3ヶ月間終値単純平均(144円)、過去1ヶ月間終値単純平均(154円)を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。

当社は、上記分析結果を参考に対象者の筆頭株主であるすかいら一くとのその所有する対象者株式の売却に関する価格交渉の内容、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を140円とすること及び本件買付期間を平成24年2月15日から3月13日までとすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格140円は、対象者の株式の大阪証券取引所 JASDAQ市場における平成24年2月13日(本公開買付けの開始に関する公表日の前営業日)以前6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(142円)に対して1.41%(小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。)ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前3ヶ月間(平成23年11月14日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(153円)に対して8.50%ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(170円)に対して17.65%ディスカウントした金額となります。

# (3) 本公開買付け後の経営方針

今後の事業戦略等の詳細については、本公開買付けの成立後、当社と対象者との間で協議を行う予定です。なお、「3 買付け等の目的 (1) 本公開買付けの概要」において述べたとおり、当社及び対象者は、すかいら一くが本公開買付けに応募し、かつ、応募を撤回していない状況で本公開買付期間が終了した場合、対象者が、平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会においてする木村育生を含む当社が指名する3名を取締役候補者とする取締役選任議案並びに当社が指名する1名及び対象者が独自に指名する2名の合計3名を監査役候補者する監査役選任議案を上程することについて合意しております。なお、当該定時株主総会において上記議案が承認された場合、木村育生は、その後に開催される対象者の取締役会での決議を経て、対象者の常勤取締役として経営に参画する予定です。

なお、対象者公表の平成24年2月14日付の「当社とすかいらーくとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成24年2月14日に開催された対象者の取締役会において、本公開買付けが成立し、決済が完了することを停止条件として、すかいらーくとの間の本提携契約を当然に解約する旨決議し、同日付で本提携契約に関する解約合意書(以下「本提携解約合意書」といいます。)を締結したとのことです。但し、本提携解約合意書においては、本提携契約の解約後も対象者の円滑な業務運営に必要な期間にわたって、対象者とすかいらーくとの間で既に有効に存続している契約を存続させることとされているとのことです。

### (4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

本公開買付けは、中長期的に安定株主として対象者株式を保有しながら対象者の企業価値の向上に取り組むことを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、当社には、本公開買付けの後、直ちに対象者の株券等を追加で取得する予定はありません。

### (5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

対象者普通株式は大阪証券取引所 J A S D A Q 市場に上場しておりますが、当社は、本公開 買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針です。従いまして、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限 (6,809,000株、買付け等を行った後における議決権割合: 52.57%)を設定しております。

# (6) 当社と対象者株主との間における応募に関する合意

当社は対象者の筆頭株主であるすかいらーく(所有株式数:6,808,700株、議決権割合: 52.57%) との間で、平成24年2月14日付で本覚書を締結しており、すかいらーくは、(i) 本公 開買付けが開始されること、(ii) 当社が自己の責任において、本公開買付けの手続を含む、本 公開買付けによりすかいらーく保有株式を取得するために必要な全ての手続を履践しているこ と、(iii) 当社が本覚書に定める義務(本公開買付けを実施する義務、表明及び保証違反の真 実性及び正確性確保義務、表明及び保証違反並びに本覚書に定める義務違反時におけるすかい ら一くへの通知義務、表明及び保証違反並びに本覚書に定める義務違反時における補償義務、 秘密保持義務、本覚書に基づく地位譲渡の禁止義務、並びに誠実協議義務)に違反していない こと、(iv)本覚書において当社がすかいら一くに対して表明及び保証する事項(当社の、適法 かつ有効な存続及び必要な権限の存在、本覚書に必要な権限の存在及び本覚書を適法に履行で きること、本覚書に基づく当社への法的拘束力ある義務の構成及び本覚書の当社への強制執行 可能性、本覚書の締結及び履行に関する許認可等の取得、本覚書の締結及び履行に係る法令等 の抵触の不存在、並びに当社が本公開買付けの買付代金の全額を支払うに足りる資力を有する こと)が、重要な点において真実かつ正確であること、(v)当社が支払不能又は支払停止の 状態になく、かつ、当社に破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他 これらに準じる倒産手続(裁判所内外を問わない。)の開始の申立てがなされていないこと、(vi) 当社に手形交換所の取引停止処分がなされていないこと、(vii) 当社の財産に仮差押え、保全差 押え、差押え若しくは仮処分の申立又は滞納処分その他これらに類する処分の命令、通知が届 いておらず、かつ、競売手続の開始がなされていないこと、を前提条件として、すかいらーく 保有株式について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、上記の前提条件が満 たされない場合であっても、すかいらーくがその裁量により本公開買付けに応募することは妨 げられないものとしています。

但し、本覚書においては、本件買付期間の末日までの間に、対象者の普通株式に対して対抗 公開買付けが開始された場合において、対抗公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格 が本公開買付価格を上回る場合その他すかいら一くが本公開買付けに応募することがすかいら 一くの取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合には、すかいら一くは、本公開買付 けに応募せず、又はこれを撤回することができるものとされております。

また、本覚書において、すかいら一くは、本公開買付けが買付期間が延長されることなく満了し、すかいら一く保有株式の全部又は一部について本公開買付けによる当社への売付けが成立した場合、対象者が平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において、すかいら一く保有株式であって本公開買付けによる当社への売付けが成立し決済されたものに係る当該株主総会における議決権の行使に限り、当社に対し、当該株主総会に付議された議案に対する賛否の決定権を委ねる形で委任することを約しています。

なお、当社とすかいら一くは本件買付期間の延長が行われた場合には、本件公開買付けによる当社への売付けが成立し決済された後、対象者の臨時株主総会の開催その他の必要事項について別途協議するものとしております。

# 2. 買付け等の概要

# (1) 対象者の概要

① 商号	株式会社小僧寿し本部		
② 主な事業内容	持ち帰り寿し、回転寿し、宅配寿しの直営による品	5舗展開及びフラン	
	チャイズ本部		
③ 設立年月日	昭和 47 年 2 月 18 日		
④ 本店所在地	東京都立川市錦町一丁目8番7号		
⑤ 代表者			
	代表取締役社長 矢代 秀己		
⑥ 資本金	1,458,500 千円		
⑦ 大株主及び持株			
比率	株式会社すかいらーく	51.62%	
(平成 23 年 6 月 30	小僧寿し本部取引先持株会	2.74%	
日現在)	藤井 厚史	0.75%	
	株式会社ヴィーナスファンドマネジメント	0.75%	
	大阪証券金融株式会社	0.71%	
	宮越 則和	0.53%	
	マネックス証券株式会社	0.48%	
	アイフォーコム株式会社	0.37%	
	株式会社アサツーディ・ケイ	0.36%	
	野村證券株式会社	0. 32%	
	(注)上記のほか、自己株式が237千株あります (※)上記は、対象者が平成23年8月12日に提 四半期報告書によるものです。		
⑧ 両社の関係等			
(a)資本関係	該当事項はありません。	_	
(b)人的関係	該当事項はありません。		
(c)取引関係	該当事項はありません。		
(d)関連当事者へ	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。る	また、対象者の関係	
の該当状況	者及び関係会社は、当社の関連当事者に該当いた	しません。	

# (2) 買付け等の期間

# ① 届出当初の期間

平成24年2月15日 (水曜日) から平成24年3月13日 (火曜日) まで(20営業日)

# ② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法(以下「法」)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成24年3月28日(水曜日)までとなります。

# (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり市場株価平均法により対象者の株式にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における対象者株式の過去6ヶ月間終値単純平均(136円)、過去3ヶ月間終値単純平均(144円)、過去1ヶ月間終値単純平均(154円)を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。

当社は、上記分析結果を参考に対象者の筆頭株主であるすかいら一くとのその所有する対象者株式の売却に関する価格交渉の内容、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を140円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格 140 円は、対象者の株式の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における 平成 24 年 2 月 13 日 (本公開買付けの開始に関する公表日の前営業日) 以前 6 ヶ月間 (平成 23 年 8 月 15 日から平成 24 年 2 月 13 日まで) の終値の単純平均値 (142 円。) (小数点以下を四捨五入。以下、同じ。) に対して 1.41% (小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。) のディスカウントを加えた金額であり、平成 24 年 2 月 13 日以前 3 ヶ月間 (平成 23 年 11 月 14 日から平成 24 年 2 月 13 日まで) の終値の単純平均値 (153 円) に対して 8.50%ディスカウントした金額であり、平成 24 年 2 月 13 日以前 1 ヶ月間 (平成 24 年 1 月 16 日から平成 24 年 2 月 13 日まで) の終値の単純平均値 (170 円) に対して 17.65%ディスカウントした金額となります。

# ② 算定の経緯

対象者は、昭和39年に個人事業として創業された「スーパー寿司・鮨桝」が業容拡大により昭和40年に株式会社鮨桝を設立し、同社が昭和43年にフランチャイズ事業を開始したことに伴い、昭和47年にフランチャイズ店舗(以下「FC店舗」といいます。)に対する寿しの製造、販売の指導を目的として設立されました。対象者は、フランチャイズ事業(以下「寿しFC事業」といいます。)を中心として、小僧寿しチェーンのフランチャイザーとしてFC店舗を着実に増やし、昭和56年には2,000店のFC店舗を展開いたしました。また、対象者は、昭和47年には直営店によって寿司店を展開する寿し直営事業(以下「寿し直営事業」といいます。)も開始し、以後寿しFC事業及び寿し直営事業を中心に営業を展開しております。そして、対象者は、このように事業を拡大する過程で、平成6年には日本証券業協会へ店頭売買株式として株式を登録し、平成16年12月には同登録を取り消したうえで当時の株式会社ジャスダック証券取引所(現在の大阪証券取引所 JASDAQ市場)に株式上場しております。

その後、対象者は、すかいら一くの強みであるソーシング活動及びバイイングパワーの活用並びに物流・配送網の活用によって、食材の品質向上及び原価低減を実現するとともに、店舗の開発・メンテナンス能力を向上させることを目的として、すかいら一くとの間で平成17年9月28日に資本業務提携契約書(以下「本提携契約」といいます。)を締結し、平成18年5月にはすかいら一くからの株式公開買付けによりすかいら一くの子会社となりました。対象者は、すかいら一くグループの一員として「小僧寿しブランドの進化と創造」を掲げ、寿し直営事業においては、若い世代層への販促活動と新規顧客の獲得に努めると

ともに、寿しFC事業において、FC加盟者のリニューアルモデル店舗への転換を推進するなどして、集客の向上に努めるとともに、子会社の再編、不採算店の閉店、食材加工場の統廃合による集中化などにより収益性と生産性の改善に努めました。もっとも、対象者とすかいらーくは、提供している食材の違いや外食と物販という事業モデルの違いから、当初期待していた共同購買や小僧寿しチェーンの宅配ビジネスへの参入などについて十分にお互いの強みを活かすことができず、対象者は、すかいらーくグループに属することによるメリットをあまり享受できる状況にはありませんでした。

さらに、対象者がおかれる飲食業界は、リーマン・ショックを起因とする急激な消費の落ち込みから景気先行きが不透明な状況が続き、将来の不安を抱える消費者の生活防衛意識からの低価格志向と原油高等に伴う海産物を始めとする原材料の高値止まりが相まって、非常に厳しい状況が継続しております。特に、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した以降は、災害による被害や日本経済の先行きに対する不安が一層強まっており、飲食業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

一方、当社の代表取締役である木村育生は、大資本を背景とした大企業が大きなシェアを占める通信業界において、大企業では手のゆき届かない柔軟かつきめ細かなシステムあるいはサービスを迅速・的確に提供できることを強みに、インボイスを独立系の情報通信のソリューションパートナーとして成長させてきた実績を有しております。また、木村育生は、インボイスを通じて、クライアントであるフランチャイズ企業に対して個店管理のためのシステムを提供し、フランチャイズ企業によるフランチャイズ加盟店管理の大幅な合理化に貢献してきた実績を有しております。

さらに、木村育生は、インボイスの代表取締役として、通信料金統合サービス事業の類似・周辺事業分野において数々のM&Aに積極的に取り組み、事業分野及び規模の拡大を背景に、平成14年に日本証券業協会に株式の店頭登録(現在の大阪証券取引所JASDAQ市場)を、平成15年に株式会社東京証券取引所市場第二部への上場をそれぞれ果たし、平成16年には東京証券取引所市場第一部へ指定される等、インボイスの事業を順調に拡大し、その経営基盤を強化してきました。

なお、インボイスは、平成22年12月から平成23年4月にかけて実施された同社経営陣によるMBO(マネジメントバイアウト)手続きにより平成23年4月30日をもって東京証券取引所の上場を廃止しております。また木村育生は当該MBO手続きに際して、その保有するインボイス株式の全てを売却し、現在はインボイスにおける役職を全て辞しております。

当社は、木村育生がかかる経験によって培った経営ノウハウを活用することにより、すかいら一くグループ下では成し得なかったさらなる経費節減策や各店舗エリアにおける詳細な顧客の嗜好・動向の分析などを通じてFC店舗のサポートを強化し、より一層対象者の企業価値を向上させることができるうえ、対象者の課題である「小僧寿しブランドの進化と創造」についても、木村育生がインボイス在職中に行った様々な知名度向上・ブランド構築のための手法を駆使することで、飲食業・物販業の枠に捕われることなく、ブランドコンセプトと価格帯の最適化によるブランドのブラッシュアップのための施策を早期に実施していくことができるものと考えております。

当社は、以上のような考えから、平成23年6月頃、対象者の筆頭株主であるすかいらーくに対して、すかいらーく保有株式を当社が譲り受けることに関して提案を行い、すかいらーくと協議を開始いたしました。当社は、対象者の企業価値を向上させられるかという観点から慎重に検討を行い、すかいらーくとの間で協議、交渉を続けた結果、当社が対象者株式を取得し、当社の代表取締役である木村育生がインボイスの創業、経営で培ったノウハウを提供することが、対象者の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては

対象者の企業価値最大化に資するとの結論に至り、平成24年2月14日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付価格を決定するに際して市場株価平均法により対象者の株式 にかかる価値分析を行いました。

市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における対象者株式の過去6ヶ月間終値単純平均(136円)、過去3ヶ月間終値単純平均(144円)、過去1ヶ月間終値単純平均(154円)を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しております。なお、当該算定は第三者機関による算定書を取得しておりません。

当社は、上記分析結果を参考に対象者の筆頭株主であるすかいら一くとのその所有する 対象者株式の売却に関する価格交渉の内容、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛 同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並 びに本公開買付けの後に対象者の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に 勘案し、最終的に本公開買付価格を140 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格140円は、対象者の株式の大阪証券取引所JASDAQ市場における平成24年2月13日(本公開買付けの開始に関する公表日の前営業日)以前6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(142円。)(小数点以下を四捨五入。以下、同じ。)に対して1.41%(小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。)ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前3ヶ月間(平成23年11月14日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(153円)に対して8.50%ディスカウントした金額であり、平成24年2月13日以前1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値(170円)に対して17.65%ディスカウントした金額となります。

当社及びすかいらーくは、平成24年1月下旬に対象者に対して、すかいらーくが当社に対してすかいらーく保有株式を譲渡するため、当社が対象者普通株式に対する公開買付けを実施し、すかいらーくがこれに応募する予定である旨の連絡を行いましたが、これに対して、対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる本公開買付けに関する連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続を経た上で検討を行ったとのことです。

まず、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する連絡を受けて、 対象者のリーガルアドバイザーとして漆間・吉澤総合法律事務所(松田良成弁護士)を選 定し、その法的助言を受けながら、対象者の企業価値の向上の観点から、対象者としての 最善の選択について慎重に検討を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、最終的に本公開買付けに対する意見表明を行った平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、対象者の利害関係を有しない取締役が慎重な審議を行うことができるように、利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役自ら、当社の代表取締役である木村育生に対して本公開買付けに関する聴取の機会を得るように申入れ、当社及び当社の代表取締役である木村育生の過去の実績、本公開買付けが成功した場合の当社の経営方針等を確認し、かかる経営方針が対象者の事業戦略に合致するか、当社の対象者を支えるFC店舗その他の取引先に対する取扱いが対象者の企業価値を損なわないか等について確認を行ったとのことです。

これに対して、木村育生は、木村育生が過去にフランチャイズ企業の店舗別の請求データを分析することにより、無駄なオペレーションを認識させる「見える化」を実現することによって大幅な経費削減を実現することができたことなどについて具体的に説明を行い、数多く店舗を擁する対象者がかかる経費削減策を行えばキャッシュ・フローの大幅な改善を行うことができる可能性があることなど、他業種で成功を収めた経営者ならではの示唆

を行うとともに、新たなブランド戦略、人事の大幅な変更を含む事業リストラ、資本参加・ 企業買収などの積極的な活用などを今後検討していきたい旨の意向を伝えました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる木村育生からの説明を受けて、木村 育生の経営方針が小僧寿しチェーンのブランド再構築やさらなる経費削減といった対象者 の事業上の課題に対しての一つの合理的な打開策と考えられること、木村育生及びRB社 の実績からはこれを実現する手腕が認められること、対象者を支えるFC店舗その他の取 引先をことさら不当に取扱う意向はないこと等を慎重に検討し、当社が本公開買付けによ って対象者の筆頭株主となることで対象者の経営のさらなる合理化が期待でき、ひいては 対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、当社及び対象者から独立した第三者であ るプルータスに株価算定を依頼し、株式価値算定書における算定結果によれば、後述のと おり、本公開買付価格は、DCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれる ものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、本公 開買付価格がすかいらーくと当社との間での交渉によって決定されたものであり、本公開 買付けはすかいら一く保有株式の取得を企図したものであること、本公開買付けは対象者 の株主に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものではあっても、買付予定数の 上限が定められており、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図してい ないとのことであることから、本公開買付けによって大阪証券取引所JASDAQ市場の 上場廃止基準に抵触することは想定されないこと等をも総合的に勘案した上で、平成24年2 月14日の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公 開買付価格の妥当性については意見を留保することとし、株主の皆様が本公開買付けに応 募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明することを、対象者 取締役3名のうち、審議及び決議に参加した対象者取締役2名全員一致の賛成により決議 したとのことです。なお、対象者の取締役である田中基氏は、すかいら一くの管理本部内 部統制部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役 会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の平成24年2月14日開催の取締役会には、対象者の監査役全3名(うち2名は社外監査役)のうち、2名(うち1名は社外監査役)が出席し、前記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役である鈴木誠氏は、すかいら一くの監査役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会において本公開買付けに関して何ら意見を述べていないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本意見表明は、第三者である当社が対象者の支配株主であるすかいら一くからの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明であり、本公開買付け後に予定されている対象者とすかいら一くとの間の平成17年9月28日付資本業務提携契約書(以下「本提携契約」といいます。)の解約とともに対象者の支配株主との取引に該当するため、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の企業行動規範に関する規則第12条の2に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、対象者は、平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、同月14日、支配株主と利害関係のない社外監査役豊岡拓也氏から、本公開買付けについて、①対象者のさらなる収益性の向上のためには、木村育生が身につけたフランチャイズ企業の経営管理ノウハウを活用し、対象者の直営店舗及びFC店舗の経費管理・異常値把握の徹底、各店舗エリアにおける消費動向などの情報分析結果の提供によるサポートの強化等を行うことが有用と判断されること、並びに上場企業を創業した実績のある木村育生が主体となり、これまでのすかいら一くグループによる経営により築いてきた土台を生かしながら、経営の若返りを実現して速やかな事業展開を進めることにより、企業の新た

な活力を創造し、ブランドを再構築し、積極的な成長を実現することが期待できることか ら、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものと判断する、②対象者による独 立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者取締役会独自のリーガル・ア ドバイザーからの法的助言の取得、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止する ような取引保護条項を含む合意等の取引保護条項等の不存在、独立役員からの意見の聞き 取りといった公正性を担保するための対象者の措置により、当社側からの不当な影響によ って発生し得る手続きの恣意性の問題が排除されており、手続きは公正なものである、③ 本公開買付けは、少数株主の株式を取得し対象者株式を上場廃止とすることを企図したも のではなく、すかいら一く保有株式の取得のみを企図したものであるため本意見表明に係 る対象者の決定が少数株主にとって不利益なものでない、④本提携契約の解約が対象者の 業績に与える影響が限定的であり、本提携契約を解約するにつき暫定期間を置くなどその 影響を緩和する措置が執られていることから、本提携契約の解約に係る対象者の決定は少 数株主にとって不利益なものでない旨の意見書の提出を受けているとのことです。また、 対象者プレスリリースによれば、豊岡拓也氏は、かかる意見書において、本公開買付価格 については、①プルータスの株式価値算定書の算定結果に照らせば、本公開買付価格が、 DCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づ く算定結果に示された価格のレンジを下回る価格であることから、少数株主にとって妥当 な価格であると断言することはできないこと、及び、②本公開買付けに際しては、本件買 付期間中の対象者株式の株価の推移、本公開買付けに対する最終的な応募数の見通し、本 公開買付け終了後の対象者株式の株価に関わる見通し、各株主の個別の事情などの要因を 考慮して、個々の株主が本公開買付けに対して応募するか否かを臨機応変に判断すること が望ましく、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが合理 的である旨併せて意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のとおり本公開買付けに対する本意見表明を行うに当たり、その判断の妥当性を担保するべく、当社及び対象者から独立した第三者であるプルータスに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。プルータスは、対象者普通株式について、DCF法及び市場株価法による算定を行い、対象者は、プルータスから平成24年2月13日付で、株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

株式価値算定書において、上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

DCF法…131円~184円

市場株価法…142 円~170 円

DCF法では、評価基準日を平成24年2月13日として、震災等の影響及び対象者を取り巻く経営環境を踏まえた業績見通しに基づく中期事業計画(平成23年9月に決定した、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期計画)を基に、平成24年12月期における直近の業績を反映して作成された事業計画から算出される、フリー・キャッシュ・フローの将来予測を、対象者の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲が131円~184円と算定されております。

市場株価法では、平成24年2月13日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日における普通取引終値(167円)、同日以前1ヶ月の普通取引終値の単純平均(170円)、同3ヶ月の普通取引終値の単純平均(153円)、及び同6ヶ月の普通取引終値の単純平均(142円)をもとに、普通株式1株当たりの価値の範囲が142円~170円と算定されております。

### ③ 算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付価格を検討するにあたり、第三者算定機関に対し株式価値算 定の依頼をしておりません。

### (5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株券(普通株式)	6, 808, 700 株	6,808,700株	6,850,000株

(注)応募株券等の総数が買付予定数(6,808,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(6,809,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者		(買付け等前における株券等
の所有株券等に係る議決権の数	_	所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者		(買付け等前における株券等
の所有株券等に係る議決権の数	_	所有割合 一%)
買付予定の株券等に係る		(買付け等後における株券等
議 決 権 の 数	13,618 個	所有割合 52.57%)
対象者の総株主の議決権の数	25, 787 個	

- (注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(6,809,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注 2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成 23 年 9 月 30 日現在)(個)(j)」は、対象者が平成 23 年 11 月 14 日に提出した第 44 期第 3 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についてもその対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (13,188,884 株)から、同四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者の保有自己株式数 (237,000 株)を控除した株式数 (12,951,884 株)に係る議決権 25,903 個を分母として計算しております。
- (注3)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」、及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨 五入し小数点以下第二位まで記載しました。

### (7) 買付代金 953, 260, 000 円

(注)買付代金には、買付予定数(6,808,700株)に1株当たりの買付価格(140円)を乗じた金額を記載しております。

- (8) 決済の方法
- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋1丁目16番3号
- ② 決済の開始日

平成24年3月21日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の 記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成24年4月4 日(水曜日)となります。

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の本店又 支店にてお支払いいたします。

#### ④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27 条の13 第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,808,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,809,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した 各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合には、買付予定数 の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各 応募株主等につき1単元の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等 しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超え ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から 抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した 各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上 限を下回らない数にまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、 各応募株主等につき買付株数を1単元減少させるものとします。但し、切上げられた株数 の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数 を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」という。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但 し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法 により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に 定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引 下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、 その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困 難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。 買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等につい ても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の15時までに、以下に指定する者に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」という。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合は、応募株券等は手続き終了後速やかに前記「(8)決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

解除書面を受領する権限を有する者

あかつき証券株式会社 本店

その他のあかつき証券株式会社各支店

### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載 した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する 方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明 書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。 但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内 容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人) に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに際し、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)は公開買付け代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(写しも含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、もしくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け又は公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。)又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

### (10)公開買付開始公告日

平成24年2月13日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

### (11)公開買付代理人

あかつき証券株式会社

### 3. 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

#### 4. その他

(1)公開買付者と対象者又はその役員との間の本公開買付けに関する合意の有無及び内容 当社及びすかいらーくは、平成24年1月下旬に対象者に対して、すかいらーくが当社に対 してすかいらーく保有株式を譲渡するため、当社が対象者普通株式に対する公開買付けを 実施し、すかいら一くがこれに応募する予定である旨の連絡を行いましたが、これに対して、対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる本公開買付けに関する連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続を経た上で検討を行ったとのことです。

まず、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する連絡を受けて、 対象者のリーガルアドバイザーとして漆間・吉澤総合法律事務所(松田良成弁護士)を選 定し、その法的助言を受けながら、対象者の企業価値の向上の観点から、対象者としての 最善の選択について慎重に検討を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、最終的に本公開買付けに対する意見表明を行った平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、対象者の利害関係を有しない取締役が慎重な審議を行うことができるように、利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役自ら、当社の代表取締役である木村育生に対して本公開買付けに関する聴取の機会を得るように申入れ、当社及び当社の代表取締役である木村育生の過去の実績、本公開買付けが成功した場合の当社の経営方針等を確認し、かかる経営方針が対象者の事業戦略に合致するか、当社の対象者を支えるFC店舗その他の取引先に対する取扱いが対象者の企業価値を損なわないか等について確認を行ったとのことです。

これに対して、木村育生は、木村育生が過去にフランチャイズ企業の店舗別の請求データを分析することにより、無駄なオペレーションを認識させる「見える化」を実現することによって大幅な経費削減を実現することができたことなどについて具体的に説明を行い、数多く店舗を擁する対象者がかかる経費削減策を行えばキャッシュ・フローの大幅な改善を行うことができる可能性があることなど、他業種で成功を収めた経営者ならではの示唆を行うとともに、新たなブランド戦略、人事の大幅な変更を含む事業リストラ、資本参加・企業買収などの積極的な活用などを今後検討していきたい旨の意向を伝えました。

さらに、当社は、本公開買付け成立後、RB社と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることを協議・検討している旨も併せて伝えました。

RB社は、伊藤忠商事の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としております。当社は、先に述べました、対象者の企業価値を向上させる施策として、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、RB社のノウハウを活用できると考えております。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、かかる木村育生からの説明を受けて、木村育生の経営方針が小僧寿しチェーンのブランド再構築やさらなる経費削減といった対象者の事業上の課題に対しての一つの合理的な打開策と考えられること、木村育生及びRB社の実績からはこれを実現する手腕が認められること、対象者を支えるFC店舗その他の取引先をことさら不当に取扱う意向はないこと等を慎重に検討し、当社が本公開買付けによって対象者の筆頭株主となることで対象者の経営のさらなる合理化が期待でき、ひいては対象者の企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者である プルータスに株価算定を依頼し、その株式価値算定書(以下「株式価値算定書」といいま す。)における算定結果によれば、後述のとおり、本公開買付価格は、DCF法に基づく算 定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示され た価格のレンジを下回ることに加え、本公開買付価格がすかいら一くと当社との間での交 渉によって決定されたものであり、本公開買付けはすかいら一く保有株式の取得を企図し たものであること、本公開買付けは対象者の株主に本公開買付価格での株式売却の機会を 提供するものではあっても、買付予定数の上限が定められており、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであることから、本公開買付けによって大阪証券取引所JASDAQ市場の上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に抵触することは想定されないこと等をも総合的に勘案した上で、平成24年2月14日の取締役会において、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保することとし、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明すること(以下「本意見表明」といいます。)を、対象者取締役3名のうち、審議及び決議に参加した対象者取締役2名全員一致の賛成により決議したとのことです。なお、対象者の取締役である田中基氏は、すかいら一くの管理本部内部統制部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の平成24年2月14日開催の取締役会には、対象者の監査役全3名(うち2名は社外監査役)のうち、2名(うち1名は社外監査役)が出席し、前記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役である鈴木誠氏は、すかいら一くの監査役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、対象者の取締役会において本公開買付けに関して何ら意見を述べていないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本意見表明は、第三者である当社が対象者の支 配株主であるすかいらーくからの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けに対する 意見表明であり、本公開買付け後に予定されている対象者とすかいら一くとの間の平成17 年9月28日付資本業務提携契約書(以下「本提携契約」といいます。)の解約とともに対象 者の支配株主との取引に該当するため、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12 条の2に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関す る支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、対象者 は、平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、同月14日、支配株主と利害関係のない社外 監査役豊岡拓也氏から、本公開買付けについて、①対象者のさらなる収益性の向上のため には、木村育生が身につけたフランチャイズ企業の経営管理ノウハウを活用し、対象者の 直営店舗及びFC店舗の経費管理・異常値把握の徹底、各店舗エリアにおける消費動向な どの情報分析結果の提供によるサポートの強化等を行うことが有用と判断されること、並 びに上場企業を創業した実績のある木村育生が主体となり、これまでのすかいらーくグル ープによる経営により築いてきた土台を生かしながら、経営の若返りを実現して速やかな 事業展開を進めることにより、企業の新たな活力を創造し、ブランドを再構築し、積極的 な成長を実現することが期待できることから、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に 資するものと判断する、②対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の 取得、対象者取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、対象者が対 抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等の取引保護条 項等の不存在、独立役員からの意見の聞き取りといった公正性を担保するための対象者の 措置により、当社側からの不当な影響によって発生し得る手続きの恣意性の問題が排除さ れており、手続きは公正なものである、③本公開買付けは、少数株主の株式を取得し対象 者株式を上場廃止とすることを企図したものではなく、すかいら一く保有株式の取得のみ を企図したものであるため本意見表明に係る対象者の決定が少数株主にとって不利益なも のでない、④本提携契約の解約が対象者の業績に与える影響が限定的であり、本提携契約 を解約するにつき暫定期間を置くなどその影響を緩和する措置が執られていることから、 本提携契約の解約に係る対象者の決定は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書 の提出を受けているとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、豊岡拓也氏は、 かかる意見書において、本公開買付価格については、①プルータスの株式価値算定書の算 定結果に照らせば、本公開買付価格が、DCF法に基づく算定結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回る価格であることから、少数株主にとって妥当な価格であると断言することはできないこと、及び、②本公開買付けに際しては、本件買付期間中の対象者株式の株価の推移、本公開買付けに対する最終的な応募数の見通し、本公開買付け終了後の対象者株式の株価に関わる見通し、各株主の個別の事情などの要因を考慮して、個々の株主が本公開買付けに対して応募するか否かを臨機応変に判断することが望ましく、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが合理的である旨併せて意見を述べているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のとおり、本公開買付けに対する本意見表明を行うに当たり、その判断の妥当性を担保するべく、当社及び対象者から独立した第三者であるプルータスに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。プルータスは、対象者普通株式について、DCF法及び市場株価法による算定を行い、対象者は、プルータスから平成24年2月13日付で、株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

株式価値算定書において、上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

DCF法…131円~184円

市場株価法…142 円~170 円

DCF法では、評価基準日を平成24年2月13日として、震災等の影響及び対象者を取り巻く経営環境を踏まえた業績見通しに基づく中期事業計画(平成23年9月に決定した、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期計画)を基に、平成24年12月期における直近の業績を反映して作成された事業計画から算出される、フリー・キャッシュ・フローの将来予測を、対象者の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲が131円~184円と算定されているとのことです。

市場株価法では、平成24年2月13日を基準日として、大阪証券取引所 JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日における普通取引終値(167円)、同日以前 1ヶ月の普通取引終値の単純平均(170円)、同3ヶ月の普通取引終値の単純平均(153円)、及び同6ヶ月の普通取引終値の単純平均(142円)をもとに、普通株式1株当たりの価値の範囲が142円~170円と算定されているとのことです。

なお、当社及び対象者は、すかいら一くが本公開買付けに応募し、かつ、応募を撤回していない状況で本公開買付期間が終了した場合、対象者が、平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において木村育生を含む当社が指名する3名を取締役候補者とする取締役選任議案並びに当社が指名する1名及び対象者が独自に指名する2名の合計3名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することについて合意しております。なお、当該定時株主総会において上記議案が承認された場合、木村育生は、その後に開催される対象者の取締役会での決議を経て、対象者の常勤取締役として経営に参画する予定です。

# (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

### ① 上場維持に関する事項

対象者は現在、大阪証券取引所 JASDAQ スタンダード市場に株式を上場しておりますが、当社といたしましては、本公開買付け後においても引き続き対象者の上場を維持していく方針であります。

# ② 対象者による決算短信の公表

対象者は、平成24年2月10日に、大阪証券取引所JASDAQ市場において「平成23年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

# 1. 損益の状況

決算年月	平成 23 年 12 月期(第 44 期)
	会計年度
売上高	20,447,319 千円
売上原価	8,782,000 千円
販売費及び一般管理費	11,805,422 千円
営業外収益	143,879 千円
営業外費用	94, 985 千円
当期純損失 (△)	△907, 603 千円

# 2. 1株当たりの状況

決算年月	平成 23 年 12 月期(第 44 期)
	会計年度
1株当たり当期純利益	△70.07円
1株当たり配当額	一円
1株当たり純資産額	183. 24 円

以上